

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業に対する財源措置
道路、公園等の都市基盤施設の整備だけでなく、良質な都市空間の形成を図っていくためにも、土地区画整理事業に対する財源措置を引き続き講じること。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する財源措置
土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する財源措置を引き続き講じること。
- 3 都市再生整備計画事業に対する市町村への財源措置
快適な居住環境の創出や都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について、引き続き市町村への適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、確実に到来する超高齢社会に対応し、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の個性を生かした安全で安心なまちづくりに取り組んでいるところである。

また、県内の交通インフラ整備が進む中で産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、本年2月に国から地域活性化総合特区に指定された「さがみロボット産業特区」においても、多くの区域で土地区画整理事業を行っていく予定である。

- 1 土地区画整理事業においては、地価の下落や需要の低迷により確実な保留地処分が難しいことや、地方自治体の財政事情が厳しいことなどから、計画的な事業推進が困難な状況にあるため、適切な財源措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業においても、都心部を中心に不動産市況が回復しつつある中、民間主体の都市再生に向けた計画的な事業進捗を図るため、適切な措置が必要である。
- 3 地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした個性あふれるまちづくりと、都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について引き続き市町村に対する適切な財源措置が必要である。